

社会福祉法人滝乃川学園 行動計画

当法人職員がワークライフバランスのとれた毎日を送ることで、各自の能力を十分に發揮するとともに、子育てや介護と仕事の両立をしていくよう、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和5年 4月 1日～令和10年 3月 31日までの 5年間

内容

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：男性職員の育児休業取得者を年間3名以上とする。また男性職員の看護休暇の取得率を上げ、育児に関する休暇が取得しやすい土壌を作る。

＜対策＞

- 育児休業取得事例および看護休暇制度について法人内で周知する。
- 管理職向けに男性育児休業取得、両立支援制度についての理解が深まるように研修を開催する。

目標2：育児休業や介護休業等を取得しても、キャリアに影響が出ないような人事考課制度への見直しに取り組む。

＜対策＞

- 令和9年度までに人事考課制度の見直しを行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：時間外・休日労働の削減のための措置の実施

＜対策＞

- 令和5年4月より勤怠システムを導入する。それに伴い、労働時間の可視化を行い、業務分担の見直しなどの改善を行っていく。

2. 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標1：労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図る。

＜対策＞

- 滝乃川学園内のガーデンや遊具を開放し、職員家族が子どもと交流できる場所の提供を行う。